

予算会計の必要性

宗教法人は、信仰活動の維持や社会貢献において重要な役割を果たしていますが、それを支えるためには適切な予算管理が必要となります。

1. 法的な要請と規則による義務

宗教法人法第12条第1項第8号に基づき、宗教法人の規則には「予算、決算及び会計その他の財務に関する事項」を定めることとされています。本教では、予算について教会規則に下記のとおり定められており、法人の規模に関わらず、原則としてすべての法人は予算を定める義務があります。

(教会規則)

第3章 財務（抜粋）

第22条（予算の編成及び区分）

予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従って各々これを科目に区分し、毎会計年度開始一月前にまでに編成しなければならない。

- 予算準拠主義:** 宗教法人は、他の公益法人と同様に予算準拠主義を採用しており、予算を編成し、議決機関（責任役員会議）の承認を得てから、その予算に基づいて業務を執行することになります。つまり予算を定めなければ本来一円たりとも支出することはできません。
- 財産管理の明示:** 予算を作成することで、基本的な財産の維持管理、宗教活動に必要な経費の支弁方法など、財務状況を具体的に計画し、規則で定めた事項を具体的に実行するための裏付けとなります。

2. 財務の健全性の確保と透明性



予算編成は、法人の健全な運営と財産維持に資することを目的としています。

- 資源の適切な配分:** 収入（御供収入など）と支出（儀式行事費、維持管理費、人件費、光熱費など）を事前に見積もり、限られた資源（資金）を効果的かつ計画的に使用するための指針となります。
- 収支のモニタリング:** 予算と実績を比較することで、経費の使いすぎや収入の不足といった財務状況の変化を早期に把握し、必要に応じて補正予算を組むなどの対策を講じることができます。

- **説明責任(アカウンタビリティ):** 予算書を作成し、責任役員会などの議決機関の承認を得るプロセスは、法人の財務運営における透明性を確保し、信者や関係者に対する説明責任を果たす上で重要な手段となります。

3. 運営目標の明確化

予算は、単なる数値計画に留まらず、法人の活動計画と目標を数値で表現する役割も持つります。

- **活動の具体化:** どのような活動や事業にどの程度の資金を投じるのかを具体的に定めることで、次年度の活動目標が明確になります。
- **関係者間の共通認識:** 責任役員や法人の関係者が、共通の財務目標と活動計画を認識し、統一した方向性を持って運営に当たるための基礎となります。

宗教法人における予算の必要性は、その活動の継続性、透明性、計画的な資源配分、緊急事態への対応力、そして信者や地域社会への貢献に直結しています。

代表役員として、これらの視点を踏まえた上で、適切な予算管理を実施し、より良い法人運営を目指しましょう。



法人実務ニュース紙媒体での発行終了のお知らせ

本年6月の法人実務ニュースで案内させていただきました通り、法人実務ニュースの紙媒体での発行を今年度で終了し、来年4月以降はメール配信とさせていただきます。

メール配信を希望される方は右QRコードを読み込み「メール作成画面はこち
ら」から「氏名」「直属・教会名」「役職」を送信してください。

ten.hojin2@gmail.com からメールを受信できるよう設定をお願いします。

注) このアドレスはメール配信専用となっています。



【法律専門相談室のご案内】

教会が当事者となる、法律に関するトラブル（不動産や近隣関係等）を現役弁護士にご相談いただけます。相談は無料、お気軽にお問合せください。

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 山浦 美卯 先生 別城尚人 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157 (担当：原田)

内線電話 5208, 5209